

東日本大震災により生じた災害廃棄物の 広域処理に係る課題への対応について

東日本大震災の被災地域では、一日も早い復旧・復興に向けた懸命の取組が続けられている。この未曾有の大災害に対しては、中国地方各県においても、職員の派遣をはじめ、これまで様々な支援を行っており、今後とも最大限の支援を行っていく所存である。

一方、発生から一年が経過した現在もなお、大量の災害廃棄物が残存しており、この処理の遅れが復旧・復興に取り組む上で大きな課題となっていることから、国は平成24年3月16日、被災地以外の各都道府県に対して災害廃棄物の広域処理についての協力を要請されたところである。

これを受け、現在、中国地方の各自治体においても、災害廃棄物の受入れについて検討が進められているが、受入れに際しては、一般廃棄物の処理を所管する市町村の協力と住民の理解が不可欠である。

しかしながら、今般の協力要請に際しては、放射性物質の拡散に対する懸念の払拭など、住民の安心・安全を担保するための国による十分な対応がなされているとは言い難い状況である。

については、今後の広域処理の推進に当たり、次の事項について強く要請する。

1 広域処理の今後の見通しの明示

今般、災害廃棄物の推計量が見直され、広域処理の必要量が従来の約4割減に修正されたことから、一般廃棄物の処理を所管する市町村等においては、受入れについて検討を継続すべきか苦慮しているところもあり、国は、早急に調整作業を進め、今後の見通しについて明確に示すこと。

2 住民への十分な説明

災害廃棄物の広域処理に関しては、国の責任において、国民不安を払拭し、地方自治体が安心して受け入れられる環境整備が必要であることから、災害廃棄物の安全性の基準についての根拠を、処理の過程で生じる排水の基準を含め、住民が明確に理解でき、信頼が得られるよう十分説明すること。

3 最終処分場の確保

焼却灰の処分地の確保が受入検討に当たっての支障となっていることから、受入側の自治体内で最終処分を行うことが困難な場合は、国が直接焼却灰の処分先との調整を行うなど、最終処分場や再生利用施設の確保に努めること。

4 広域処理に係る財政支援

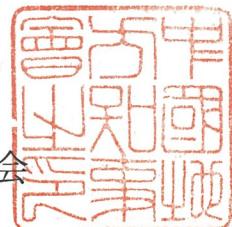
焼却施設や最終処分場の施設維持費の増加分やモニタリング等、災害廃棄物処理に係る財政支援を確実に行うとともに、風評被害を含め災害廃棄物の処理に起因する被害が生じた場合は、国が責任を持って対応すること。

5 自治体が独自に設定した安全基準を上回る焼却灰への対応

自治体において独自に安全基準を設定した場合、その基準を上回る焼却灰等が生じた際には、国が責任を持って調整を行うこと。

平成24年6月1日

中國地方知事会



鳥取県知事	平 溝 石 湯 二	井 口 井 崎 二	伸 善 正	治 兵 弘
島根県知事			英 関	彦 成
岡山県知事				
広島県知事				
山口県知事				